

2025年10月28日

最高裁判決への対応に関する専門委員会 御中

意 見 書

いのちのとりで裁判全国アクション

第1 論点の検討順序自体が誤っていること

第6回専門委員会【資料2】の11頁以下では、まずは、論点①として、再改定を行うことを前提に3つの場合について検討を始めている。

しかし、少なくとも、本件訴訟の確定判決を受けた原告（3で述べるとおり、大阪訴訟・愛知訴訟に限られない。）との関係では、原告らは改定前基準との差額保護費の給付請求権を有していることに間違いはなく、後に引用する伊藤意見書で主張したとおり、新たな改定を行う場合には、遡及立法の禁止、憲法上の財産権、行政法上の不利益変更禁止との関係を整理し、これをクリアしなければならない。

したがって、論理的には、以下でも引用する伊藤意見書において指摘してきた論点②（同24頁以下）、論点④（同31頁以下）の議論が前提とされ先行されるべきである。厚労省の論点整理は、その検討順序自体を誤っており、その結果、論点②及び④に関する専門委員会における議論が不十分となっていることをまず指摘する。

第2 再改定は許されず、平成25年改定前基準（＝平成24年基準）との差額保護費全額が補償されるべきこと

1 法の不遡及の原則を破る根拠が存在しないこと（論点②）

（第2回専門委員会資料6-1-2伊藤意見書（第2の1～3）参照）

少なくとも、本件訴訟の確定判決を受けた原告との関係では、既に実体法上の給付請求権が発生していることから、不利益変更か否かとは別に、本件各処分時点において適用された法があるにもかかわらず、これを10年以上も後になって、事後法を遡及適用することで、本件給付請求権に影響を与えることが許されるか

否か、論点④とは別に、論点②の観点から、独立した議論が必要なはずである。法の不遡及の原則は、いわば「後出しじやんけんの禁止」であり、これが許されないことは既に主張したとおりであるが、論点②と論点④を一体として考えるべきではない。

しかし、第6回専門委員会【資料2】28頁では、法の遡及適用をすることが「法的安定性」を害することを認め、法56条の不利益変更禁止規定に言及するにとどまっている。まずは、論点②について、法の一般原則の例外は容易に許されないとの観点から、十分な議論が尽くされるべきである。

2 財産権侵害及び受益的処分の不利益変更禁止との関係が十分に議論・整理されていないこと（論点④）

（第2回専門委員会資料6-1-2 伊藤意見書（第2の3）参照）

岩村委員長や太田委員は、原告らの権利について、激変緩和措置をする根拠となる期待的利息よりも弱く、単なる期待権や信頼の問題と捉えているようであるが、適切ではない。憲法29条は、財産権の内容をいかに定めるかについて立法裁量を認めているところ、これとは別に、現に有する個々の財産権を保障している。最高裁も、内容形成に関する場合には最大判平成14年2月13日民集56巻2号331頁を、個々の財産権に対する制約の場合には最大判昭和32年7月12日民集32巻5号946頁を区別して引用している。学説上も、前者を「財産権の内容形成とその統制」、後者を「既得の財産的権利の保障」として、それぞれ場面を区別している¹。

本件は個々の財産権を制約する場面であるから、昭和53年最大判に基づき、個別的・具体的に検討をしなければならない。

また、行政法上の不利益変更に関する判断枠組みについては、上記伊藤意見書において主張した判断枠組みに基づく正当化がなされなければならない。

ところが、専門委員会においては、憲法上の論点と行政法上の論点を峻別し、かつ、それぞれの考慮事項、及び、その法的評価、重みづけを列挙した上で議論が未だになされていない。仮に、原告らとの関係においても、再度の改定を行うのであれば、この点に関する議論が尽くされなければならないし、議論がなさ

¹ 渡辺康行＝宍戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法I 基本権〔第2版〕』（日本評論社、2023年）360頁以下参照。

れた後に、我々の反論の機会が与えられなければならない。

既に主張したとおり、違法の原因は、厚生労働大臣が専門的知見との整合性のない違法な改定を行ったことであり、これによる不利益を被保護者に負担させることは正当化されない。仮に、正当化するのであれば、法8条2項のみならず、これを正当化するに足りる具体的な公共の利益が具体的に特定されなければならぬが、現時点において、その根拠は何ら示されていない。

3 原告とそれ以外の生活保護利用者との区別をすべきではないこと（論点②・論点④）

第6回専門委員会【資料2】28頁では、「大阪・名古屋訴訟の原告」と「大阪・名古屋訴訟の原告以外の者」とが区別されているが、このように区別をすることは、憲法14条1項の平等原則、無差別平等原則（法4条）の観点から許されない。

なお、上記資料は「大阪・名古屋訴訟の原告」に限定しているが、この間、富山訴訟、石川訴訟、三重訴訟の控訴審で一審原告らの勝訴（各処分の取消し。）判決が確定していることを看過している。これらの者が、大阪訴訟及び名古屋訴訟（正しくは「愛知訴訟」である。）の原告と同様に扱われるべきことに疑いはなく、その旨を明記すべきである。また、現在継続中の訴訟の全ての原告との関係でも、判決は確定していないものの、これらの者をそれ以外の訴訟の原告と異なる取扱いをすることは、やはり憲法14条1項の平等原則、無差別平等原則（法4条）の観点から許されない。

第3 厚生労働大臣には、少なくとも平成成25年改定前基準（＝平成24年基準）との差額保護費全額を補償する裁量があること（論点①との関連）

1 法8条2項は保護基準が「最低限度の生活の需要」を超えて引き下げない裁量を厚生労働大臣に与えていること

（第3回専門委員会参考資料4伊藤意見書、専門委員会資料として未配布の2025年9月30日付伊藤建弁護士の「第4回専門委員会での議論を受けた補足説明」参照）

「法8条2項の『こえないものでなければならない』との文言が厚生労働大臣をして保護基準を引き下げるべき旨拘束しており、引き下げないとの裁量を与えていない」との解釈が成り立たないことは、上記意見書類において主張したとおりであるから、敢えて再言はしない。

上記「補足説明」でも指摘したとおり、第2回専門委員会において、太田委員は、「ゆがみ調整は2分の1処理を含めて行える、下手をすると、行わないとおかしなことになると思っている」と発言した一方、興津委員は、「取消された前の処分に基づいて保護費を遡及的に支給しなければならないかということになると、そういう考え方ももちろん成り立ち得るとは思うのですけれども」、「ゆがみ調整のほうは、…もう一回やり直すという余地はないわけではないのかなというよう

に考えている」とニュアンスの異なる発言をしている。また、第6回専門委員会において、太田委員も、いわゆる「蒸し返し論」が訴訟原告以外の生活保護利用者に及ぶかという観点ではあるが、「いわば訴訟上の帰結のリスク計算をして（フルスペックの再度の遡及改定を原告以外の者との関係でも）控えるという行政裁量を厚生労働大臣は与えられているのではないか」と述べ、法8条2項が「最低限度の生活の需要」を超える保護基準を設定する裁量を厚生労働大臣に与えてい

ることを前提とした発言をされている。第6回専門委員会【資料2】22頁では、老齢加算訴訟最高裁判決の文言について、「要請である」ではなく、「沿うもの」との表現に改められていることから、当方らの見解を採用したものとも理解できる。

2 生活保護基準改定の歴史や実務をふまえた議論がなされるべきこと

(1) はじめに

第3回専門委員会において、岩村委員長と太田委員は、要旨、激変緩和措置は一時的、段階的なものでなければならず、期待的利益の考慮により、永続的な激変緩和措置を講じることは法8条2項を空文化するものであるから、厚生労働大臣にかかる裁量はないという趣旨の発言をされた。また本委員会においては、検証結果の数値よりも保護基準が高ければ、検証結果に合わせて基準を下げなければならず、それが法8条2項の法意であるかのような議論がしばしばみられる²。

² 「永続的に最低限度の生活水準を超えるというような形にするということは、8条2項が予定するものではないと読める」（第3回・岩村委員長）、「激変緩和措置を取る間、最低生活水準を超えてはいるではないかと。この部分はどうなのかということでございますが、これはまず一つ、・・・永続させる趣旨がない。つまり、最低生活を超えてはいると思ったら、削ることを前提に、どのぐらいの期間をかけて削るか、どういう削り方をするかについて裁量を認める趣旨」「最低生活水準をちょっと超えているのだけれども、いきなりがんがんと削ったらそれは被保護者が大変だから、なだらかに削ろう。その間、ちょっと上回るけれども、それはいいではないかと考える裁量のようなもの」、「8条2項の超え

しかし、かかる議論は、1で述べたとおり、法8条2項の「これをこえないものでなければならない」の文言解釈として誤っているだけでなく、生活保護基準改定の歴史や実務とも大きく乖離している。

(2) 永続的な激変緩和措置（期待的利益の考慮）は法8条2項違反にはならないこと

そもそも平成24年検証による平成25年改定自体が、3年間かけての段階的削減だけでなく最大10%削減という永続的な激変緩和措置を講じている【添付資料1】。また、国が激変緩和措置であると主張する「ゆがみ調整の2分の1処理」も永続的な措置である。

平成29年検証による平成30年改定も同様に、3年間かけての段階的削減だけでなく最大5%削減という永続的な激変緩和措置を講じている【添付資料2】。さらに、令和4年検証による令和5年改定では、物価高騰状況をふまえて1人1000円を加算してもなお減額となる世帯については基準を据え置くという措置を講じている【添付資料3】。直近の令和7年10月の改定でも同様に、1人500円（計1500円）を加算してもなお減額となる世帯について基準を据え置く措置を講じている。

以上のうち、特に削減割合の上限設定及び2分の1処理は明確に永続的な措置であって、仮に法8条2項が厚生労働大臣に対し永続的な激変緩和措置（期待的利益の考慮）を行う裁量を与えていないとすれば、平成25年改定以降、今日に至るまで、厚生労働大臣は違法な裁量権行使を行ってきたことになってしまう。厚生労働大臣は、永続的な激変緩和措置（期待的利益の考慮）を行う裁量はある（法8条2項によっても許容されている）ことを当然の前提として保護基準の改定を行ってきたのが歴史的事実である。

(3) 法8条2項は検証結果の数値に合わせて生活保護基準を下げるこことを要請していない

検証結果の数値よりも保護基準が高ければ検証結果の数値に合わせて保護基準

ないものでなければならないという部分を空文化しなければ、認められないような裁量ではないと思います。だから、私は、激変緩和措置を取る裁量があるからといって、8条2項の超えないものでなければならないという部分は法的拘束力を失ったのだというのは言い過ぎというか、そこまで言う必要はないと思います。」「端的に、最低生活を上回っているか、上回っていないかということだけが問題です」（第3回・太田委員）

を引き下げるのが法 8 条 2 項の法意であるということもない。

例えば、生活保護行政に関する在り方専門委員会が行った平成 16 年検証においては、その中間とりまとめにおいて、「第 1/10 分位の消費水準と生活扶助基準額とを比較すると、後者が高い」とされているが、その最終報告書では、「先の中間取りまとめにおいて報告したとおり、いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労 3 人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において、検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であった」と結論付けられている。

その意味について、岩田正美日本女子大学名誉教授は、名古屋地裁における証人尋問において、「これは、非常にテクニカルな問題ではありますけれども、標準世帯というものの設定は、夫婦の年齢、子供の年齢を一応設定しているわけですが、全国消費実態調査からそのような特定の世帯だけを取り出して比較することは、技術的に難しいといいますか、数が少なくなりますので、できないんですね。ですから、そういう意味でも、「おおむね」というふうにするのが正しいということです。」と証言している（同証人尋問調書 6 頁、54 頁）。

3 小括

いずれにせよ、上記の諸点についても議論を尽くしたうえで、最終の報告書においては、厚生労働大臣には、少なくとも、平成 25 年改定前基準（＝平成 24 年基準）との差額保護費全額を遡及支給する「裁量」があることを明記すべきである。

第4 再度の改定による水準の引き下げは許されないこと（論点①）

1 改定前基準との差額保護費全額の遡及支給がされるべきこと

上記のとおり、先ずは、再度の改定による水準の引き下げは許されず、改定前保護基準との差額の保護費全額が遡及支給されるべきであること（論点②④）、少なくとも、厚生労働大臣には、そのような判断を行う裁量があること（上記第 3）を十分に検討のうえ、報告書に明記することが必要である。

2 仮に再度のゆがみ調整をするとすれば増額分の 2 分の 1 処理を撤回すべきであること

（第 2 回専門委員会資料 6-1-2 伊藤意見書（第 2 の 6）参照）

上記伊藤意見書でも指摘したとおり、本判決の多数意見は、「2分の1処理を含むゆがみ調整」についての違法性を認めなかったものの、その理由付けをみると、減額の影響が大きくなる児童のいる世帯への影響に配慮する観点から平成25年検証の「減額率を限定すること」には「合理性がある」と明確に肯定する一方で、「減額率に合わせて増額率を限定すること」については「一定の合理性がある」という弱い肯定を示し、「2分の1処理」全体については、「不合理であるともいえない」という奥歯にものが挟まったような表現となっている。多数意見は、2分の1処理の違法性を認めなかったとはいえ、「適法」であるという積極的なお墨付きを与えたわけではなく、「違法であるとは断定できない」という、いわばグレーの判断であるといえる。

その一方、宇賀裁判長の反対意見は、①多くの生活保護受給者に重大な影響を与える2分の1処理の必要性と根拠については、行政の説明責任があるはずであるにもかかわらず、なぜ、それを基準部会にも国民にも秘匿する必要があったのかについて説得力ある説明がなされていないこと、②ゆがみ調整の結果、生活扶助を増額される者にとっては、2分の1処理は激変緩和措置とはいはず不利益な措置となること、③激変緩和措置であれば減額世帯のみを対象にして行えばよいこと、④判断過程審査は、判断過程の過誤、欠落を審査することによって、行政裁量の行使が適正な過程で行われることを促す意義も有することなどを指摘し、「2分の1処理が行われた過程が、極めて疑問の残るものであることに鑑み」、判断過程に過誤があると違法性を認めている。

だとすれば、少数意見も含む最高裁判決全体への敬讓の観点から、仮に再度のゆがみ調整を行う場合には、増額分についての2分の1処理を撤回すべきである。

3 ゆがみ調整に加えて「高さ（水準）調整」を行うことはできないこと

(第2回専門委員会資料6-1-2伊藤意見書(第2の5)参照)。

(1) ゆがみ調整が「高さ（水準）」に影響を与えていていること

平成25年検証では、平成21年全国消費実態調査の結果に基づき、体系と水準

の一体的検証が行われたものであり、現に、本件改定におけるゆがみ調整（2分の1処理後）の結果、約90億円もの財政削減効果が生じ、これにより世帯当たりの平均受給額=生活扶助基準の「高さ（水準）」は引き下げられている。

したがって、ゆがみ調整に加えてさらに「高さ（水準）調整」を行うことは、このゆがみ調整が「高さ（水準）」に及ぼす影響を無視することになり、許されない。

（2）基準部会が「残差」を分析できないとしたこととの整合性

また、平成25年検証において、基準部会は、世帯類型によって様々に異なる「ゆがみ」が調整されても残り得る「残差」については、様々な要因がありサンプル数も少ないので分析できないとしていた。

したがって、ゆがみ調整に加えてさらに「高さ（水準）調整」を行うことは、この基準部会の専門的知見との整合性を欠くことになり、許されない。

4 「消費」の実態に基づいて水準調整を行うことの問題

（1）平成21年全国消費実態調査結果について

（第2回専門委員会資料6-1-2伊藤意見書（第2の4）参照）。

ア 厚労省は、「夫婦子1人世帯（勤労者世帯）における生活扶助相当支出額（年収階級第1十分位平均）は、平成25年基準改定前の生活扶助基準額を12.0%（ゆがみ調整のみ³反映した後の生活扶助基準額との対比では8.8%）下回っている。また、ゆがみ調整とデフレ調整を反映した後の生活扶助基準額に対しても、なお▲4.7%の乖離がみられた」（第4回専門委員会資料1、12頁）としている⁴。

イ しかし、平成21年全国消費実態調査の結果に基づく夫婦子1人世帯の生活扶

³ ここでいう「ゆがみ調整」は2分の1処理後のものである（同資料の留意点）。

⁴ これらの数値につき、「訴訟時には、当時厚労省に残されていた平成21年全国消費実態調査の集計結果（生活扶助相当支出額の平均値（約131,500円））と平成19年検証時点の生活扶助基準額の平均値（150,408円）が▲12.6%乖離していたことを用いて、消費実態に基づいて水準調整を行う場合に想定される影響を説明していた」が、「今般、平成21年全国消費実態調査の調査票情報を用いて、令和4年検証と同様の集計方法により、生活扶助基準の水準の検証と同様の集計を行った」ので、「より精緻な水準比較を行うもの」と説明されている（第4回専門委員会資料1、10頁）。

助相当支出額（年収階級第1・十分位平均）と生活扶助基準額との乖離については、訴訟において既に主張されていたことであり、最高裁判決は、この主張を取り上げるまでもなく排斥した（宇賀反対意見は明示的に排斥している）のであるから、改めてこれを「高さ（水準）調整」の理由として持ち出すことは、信義則ないし紛争の一回的解決の要請から、許されない。

なお、厚労省は、①「平成21年全国消費実態調査の調査票情報を廃棄していた状況において、改めて調査所管課に二次利用を申請する特別の事情」がなかったとか、②「平成21年全国消費実態調査データによる一般低所得世帯の消費水準については、リーマンショックの影響を大きく受けている」という「特殊要因を調整する方法」がコロナ禍という特殊要因を調整した令和4年検証で初めて開発されたかのような指摘をして⁵、前訴の口頭弁論終結後に初めて可能となった主張であると言いたいようである。

しかしながら、①については、最高裁判決後わずか数か月でなしえた作業が、口頭弁論終結時までの10数年間ではなしえなかつた特別な事情などあり得ない。また、②についても、太田委員が指摘されたとおり、令和4年検証は、前訴の口頭弁論終結よりも相当前になされていたのであり、これを参考とした主張は十分可能であった。

したがって、かかる主張が「蒸し返し」であって、信義則ないし紛争の一回的解決の要請から許されないことには何ら変わりがない。この点については、第6回専門委員会において、太田委員、興津委員、嵩委員ら法学系の委員らが揃って指摘していたところでもあり、報告書においては、かかる蒸し返しの改定が許されないことが明確に記載されるべきである。

ウ また、①平成25年検証は、平成21年全国消費実態調査の結果に基づき、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との間には、世帯類型によって様々に異なる「ゆがみ」が存在することを明らかにしている。これによれば、⑦夫婦子1人世帯についての「12.0%」の大部分は「ゆがみ」によるものであるから、これは本来「ゆがみ」調整によって是正されるべきものである。ましてや、①夫婦子1人世帯についての「12.0%」をもって、全世帯についての生活扶助基準の「高さ（水準）」の違いとみなすこともできない。また、②仮に「ゆがみ」を完全に解消したとしても、世帯構成によってさまざまに異なる「残

⁵ 第6回専門委員会資料2、21頁。

差」が残り得るが、基準部会は、この「残差」をさらなる「高さ（水準）調整」によって是正すべきか否かは、サンプル数の少なさ等から「分析できない」としていた。したがって、夫婦子1人世帯についてのこの「12.0%」の乖離をもって生活扶助基準の「高さ（水準）調整」の根拠にすることはできない。

エ なお、平成25年改定では、ゆがみ調整は2分の1処理がなされ、世帯類型によって様々に異なる「ゆがみ」は2分の1だけしか是正されなかつた。そのため、夫婦子1人世帯の「ゆがみ調整のみ反映した後」の「8.8%」の乖離についても、「ゆがみ調整とデフレ調整を反映した後」の「4.7%」の乖離についても、①これらの中には平成25年検証が明らかにした「ゆがみ」がまだ残されているのであるから、⑦夫婦子1人世帯についても、これは本来「ゆがみ」調整によって是正されるべきものであり、④ましてや、この乖離をもって全世帯についての生活扶助基準の「高さ（水準）」の違いとみなすこともできない。また、上記のとおり、②この「ゆがみ」が完全に解消されてもなお残りうる「残差」について、基準部会は、これを「高さ（水準）調整」によって是正すべきか否かは「分析できない」としていたのである。したがって、やはり、これらの乖離の存在をもって、生活扶助基準の「高さ（水準）調整」の根拠にすることはできない。

オ ところで、第6回の専門委員会においては、平成21年の全国消費実態調査の第1十分位の支出額がリーマンショック影響を強く受けて低くなりすぎていることから、「12.0%」を「5.61%」などに補正することが議論された。しかし、このような補正を加えても、上記した問題点は、全く同じように妥当する。

すなわち、この「5.61%」から夫婦子1人世帯（勤労者世帯）のゆがみ調整（2分1処理後）による下落率「3.5%」を除いた「2.11%」についても、①平成25年検証が明らかにした「ゆがみ」がまだ残されているのであるから、⑦夫婦子1人世帯についても、これは本来「ゆがみ」調整によって是正されるべきものであり、④ましてや、この乖離をもって全世帯についての「高さ（水準）」の違いとみなすこともできない。また、上記のとおり、②この「ゆがみ」が完全に解消されてもなお残りうる「残差」について、基準部会は、これを「高さ（水準）調整」によって是正すべきか否かは「分析できない」としていたのである。

したがって、この「5.61%」（あるいは「2.11%」）をもって、生活扶助基準

の「高さ（水準）調整」の根拠とすることはできないのである。

(2) その他の「消費」に関するデータについて

（未配布の 2025 年 9 月 30 日付伊藤建弁護士「第 4 回専門委員会での議論を受けた補足説明」（第 3 の 1）参照）。

厚労省は「平成 25 年生活扶助基準改定当時の経済情勢」を示す消費に関するデータとして、家計調査における「2 人以上世帯のうち勤労者世帯」のデータのみをあげている（第 4 回専門委員会資料 5 頁以下）。

しかし、生活保護世帯のうち「単身世帯」は、平成 23 年度当時、全体の 75.8% を占めていたから、一般低所得世帯の消費の動向を参考するのであれば、むしろ「単身世帯」の消費支出の動向をこそ参考すべきである。そして、一般低所得世帯の「単身世帯」の平成 20 年から平成 23 年までの消費の動向を見ると、「+3.7%」（第 1 五分位）、「+2.3%」（100 万円以上 200 万円未満）、「+4.7%」（100 円未満）であって、いずれも消費支出は減少しておらず、むしろ増加している。

また、これまで水準均衡方式による毎年の改定では、「民間最終消費支出」が指標として用いられてきたのであるから、一般国民の消費の動向を考慮するというのであれば、その指標として「民間最終消費支出」を考慮すべきであり、その実績値の平成 20 年から 23 年の変化率は、たかだか「▲1.42%」にすぎない。

ただし、上記のとおり、ゆがみ調整が既に生活扶助基準の「高さ（水準）」に影響を及ぼしており、基準部会は、ゆがみ調整後の「残差」について分析できないとしていたのであるから、これらの点を慎重に考慮すれば、上記の数値をそのまま適用して引下げをすることは許されない。

5 「物価変動率」に基づいて水準調整を行うことの問題

(1) 最高裁判決の射程

ア 最高裁判決は、デフレ調整について、「平成 20 年以降の経済情勢により生じた生活扶助基準の水準と一般国民の生活水準との間の不均衡を是正する」ためには「物価変動率のみを直接の指標として用いたこと」を違法とした。したがって、「生活扶助相当 CPI を必要に応じて調整」しても、「物価変動率」のみに基づいて「水準調整を行うこと」は、この最高裁判決に正面から抵触し、反復禁

止効から許されないことが明らかである。

この点は、第6回専門委員会【資料2】23頁も、「改めて『物価変動率』に基づいて水準調整を行うことは、反復禁止の考え方や紛争の一回的解決の要請との関係上、採用することは困難ではないか」と指摘しているところであるが、念のために以下、論じる。

イ 最高裁判決は、「基準部会等による審議検討が経られていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められない」とも指摘しているが、これは手続要件（一定の手続を踏んでいないから違法）として述べられていることではなく、「物価変動率のみを直接の指標として用いたこと」が合理的とは認められない理由として述べられているものである。したがって、改めて専門家の審議検討を経たとしても、最高裁が「物価変動率のみを直接の指標として用いたこと」を違法とした判断を覆すことはできない（判決の拘束力）。

ウ 最高裁判決は、訴訟における被告らの最終的な主張（デフレ調整は、一般国民の生活水準との不均衡是正のため、一般国民の直面する物価動向を指標として生活扶助基準を改定したものである）⁶を前提に、「物価変動率のみを直接の指標として用いたこと」を違法と判断したものである。

しかし、デフレ調整は、もともと、デフレによる生活保護世帯の可処分所得の実質的増加分だけ生活扶助基準を引き下げるものであった⁷。このような場合に、「物価変動率のみを直接の指標」として用いることが許されないかどうかに

⁶ 愛知訴訟・上告受理申立て理由書では、「デフレ調整は、生活扶助基準の『水準』（絶対的な高さ）について、これら一般国民の生活水準の変化を示す統計等の合理的な根拠に基づきつつ、生活扶助基準額を…（中略）…生活扶助相当 CPI の変化率の限度で引き下げたもの」（39頁）と主張されていた。

⁷ 本件改定当時の厚労省の説明資料（例えば、厚労省社会援護局「全国厚生労働関係部局長会議資料（厚生分科会）」（H25.2.19）等）には、「物価動向を勘案する理由」として、「デフレ傾向が続いている」ため「実質的な購買力を維持しつつ、客観的な経済指標である物価を勘案して基準額の見直しを行う」（24頁）と明記されていた。また、当時の厚労省の村木社会援護局長も、平成25年6月5日衆議院厚生労働委員会で、「今回の政策目的でございますが、20年と23年、同じような生活を生活保護受給者の方がした場合に、同じような生活水準を維持していただくためにどれだけの扶助費があればいいかということを見るということが大きな目的でございます」と答弁していた。さらに、訴訟でも被告らは、当初、「デフレ調整においては、飽くまで平成20年時点における実質的な可処分所得は維持しつつ、同年以降の物価下落による可処分所得の実質的な増加分のみを対象にした」（愛知訴訟・被控訴人準備書面（6）39頁等）と主張していた。

については、最高裁判決は何も述べていない。

(2) 合理的な「指標」でなければならないこと

ア もちろん、その場合も、用いられる「物価変動率」の「指標」が、生活保護世帯の可処分所得の実質的増加の程度を適切に測定できる合理的なものでなければならない。これまでデフレ調整を違法と判断した多くの下級審判決は、このようなデフレ調整の趣旨目的に照らして、デフレ調整で用いられた生活扶助相当 CPI が、デフレによる生活保護世帯の可処分所得の実質的増加の程度を適切に表すものとなっておらず、生活保護世帯の消費実態からかけ離れた過大な下落率を算出するものとなっていることを違法としていた⁸。

イ したがって、デフレによる生活保護世帯の可処分所得の実質的増加分だけ生活扶助基準を調整することを直接の目的としたうえで、生活扶助相当 CPI を算出するのであれば、少なくとも、そのウェイトとして、生活保護世帯を対象とする社会保障生計調査、あるいはこれに近い低所得世帯である家計調査における第 1 十分位層（または第 1 五分位層）の消費支出を用いるべきである。この場合、生活扶助相当 CPI の下落率は、社会保障生計調査を用いた場合は、「1.48%」（単身世帯）、「2.12%」（複数世帯）となり、家計調査を用いた場合でも、「2.38%」（第 1 十分位）、「2.81%」（第 1 五分位）となる（第 4 回専門委員会参考資料 4 伊藤補足説明（第 3 の 2）参照）。

ウ ただし、この場合にも、上記のとおり、ゆがみ調整が既に生活扶助基準の「高さ（水準）」に影響を及ぼしており、基準部会は、ゆがみ調整後の「残差」について分析できないとしていたのであるから、これらの点を慎重に考慮すれば、これらの数値をそのまま適用して引下げをすることが許されるものではない。

第 5 救済の人的・時間的範囲について

1 保護を離脱した人について

第 2 回専門委員会において、太田委員が、「保護を途中で離脱した人」について追

⁸ これまでデフレ調整を違法とした下級審判決は、①一般世帯の消費支出をウェイトとして用いている点、②平成 22 年のウェイトを用いて平成 20 年の指数を算出している点、③物価が一時的に上昇した平成 20 年を起算点としている点の、全部または一部を違法と判断したものである。

給の対象とするかについて判断がつかないとして議論を求めたことから、「保護を離脱した人」を追給の対象とするかが論点として設定されている。

この点は、興津委員が、最高裁判決の趣旨に従って基準が改定された場合には、告示の効力として、それが適用される当時の被保護者に一般的に及ぶと述べたとおりであり、その後保護を離脱した人も含めて、「当時の被保護者」は、すべて追給の対象とされるべきが当然である。なお、保護を離脱した人の中には、本来であれば保護を継続できたのに違法に保護基準を引き下げられたために離脱することになった人も含まれており、こうした人を救済の対象から除外することが許されないことは言うまでもない。

2 死亡した人について

既に死亡した元被保護者については、太田委員、興津委員ともに朝日訴訟最高裁判決の法理からすれば追給の必要はない旨述べている。

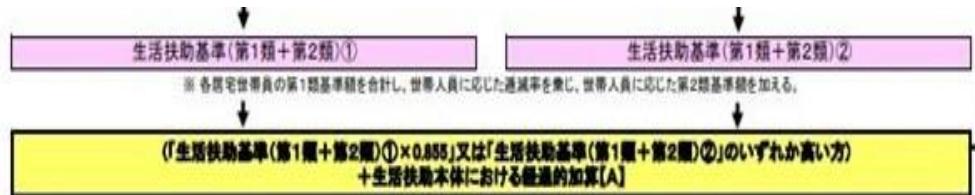
しかし、同最高裁判決においても、田中二郎裁判官をはじめとする4裁判官が、不当利得返還請求権の存在を前提として訴訟の承継を認めるべきとする反対意見を付している【添付資料4】。とりわけ、本件においては、2分の1処理を秘匿したり、主張の根幹をたびたび変遷させる被告国の不誠実な応訴態度によって訴訟が長期化し、最高裁判決後も未解決の状況がなお継続している。朝日訴訟最高裁判決（多数意見）の法理を形式的に適用すれば、国が、被害回復の時期を引き延ばせば延ばすほど被害回復を免れるという不正議を招来する。

したがって、生活保護利用者が死亡した場合についても、その相続人に対する追給が行われるべきであって、特に、最高裁判決後に死亡した生活保護利用者については救済の必要性が高いことに留意されるべきである。

なお、複数人世帯の場合には、「保護変更処分の取消請求訴訟を提起した世帯主が訴訟係属中に死亡しても、これにより直ちに訴訟は終了せず、右世帯主によって代表された他の受給権者がこれを承継する（すなわち、世帯主によって代表され潜在化していた他の構成員の地位が顕在化することになる）ことができる」とする中嶋訴訟・福岡高裁平成10年10月9日判決（最高裁にて確定）の判示からすれば、生存する受給権者に対する追給がなされるべきことは当然である。かかる判断は、本件札幌訴訟の札幌地裁令和3年3月29日判決及び札幌高裁令和7年3月18日判決においても踏襲されているところである。

3 救済の時間的範囲について

厚労省が提示する論点とされていないため、もはや当然のこととして議論されていないのであれば杞憂であるが、違法と判断された平成 25 年改定の影響が平成 30 年改定後も継続していることについて念のため指摘する。



平成 29 年検証に基づく平成 30 年改定後の生活扶助基準は、上記のとおり、基準①と基準②を比較したいずれか高い方に「経過的加算」を加算する方法で算出することとされている。

基準②は平成 29 年検証に基づく改定後の基準であるが、基準①は平成 24 年基準（つまり、平成 25 年改定前の基準）に「0.855」を乗じて算出するものである。この「0.855」は、いざれも激変緩和の観点から、平成 25 年改定において最大削減額 10% とされたことによる「0.9」と平成 30 年改定において最大削減額 5% とされたことによる「0.95」を乗じたものである。

したがって、最高裁判決によって違法とされた平成 25 年改定による減額改定が取消されて平成 24 年基準との差額が補償されることになれば、基準①は平成 24 年基準に「0.855」ではなく「0.95」を乗じることで算出されるべきことになる。このように、平成 30 年改定以降においても、基準①の算出方法が変わることによって支給されるべき保護費の金額に影響が出ることから、平成 30 年改定によって、いわば全てが「リセット」されて平成 25 年改定の影響が遮断されるわけではないことに留意されるべきである⁹。

以上

⁹ これと関連した主張として、生活保護引下げ違憲東京国賠訴訟（はっさく訴訟）原告団・弁護団による「要望書（2）」を【添付資料5】として添付する。